

# 密漁対策と罰則の強化

---

# 趣旨及び概要等

- 近年の密漁は、極めて悪質化しています。組織的かつ広域的に無秩序な採捕が繰り返されており、漁業の生産活動や水産資源に深刻な影響を与えています。
- 特に、ナマコ等は、海外での需要の高まりを受けて高価格で取引されるため、相当量が非正規・非合法のルートを通じて海外へ輸出されており、悪質な買受人が密漁を更に助長させています。
- このような密漁の発生状況を踏まえ、密漁を効果的に防止するため、罰則を強化しました（令和2年12月1日施行）。

## 特定水産動植物採捕の罪、密漁品流通の罪を新設

3年以下の懲役 又は **3000万円**以下の罰金

個人に対する罰金の最高額

## 無許可操業等の罪について罰則を引上げ

改正前

3年以下の懲役  
200万円以下の罰金

改正後

3年以下の懲役  
**300万円**以下の罰金

## 漁業権侵害について罰則を引上げ

改正前

20万円以下の罰金

改正後

**100万円**以下の罰金

# 特定水産動植物の採捕の禁止

- 現在、悪質な密漁が行われているアワビ、ナマコ等を特定水産動植物に指定し、その採捕を原則として禁止しました。ただし、漁業権、漁業の許可等に基づいて採捕することは可能です。
- これに違反した者に対しては3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金が科されることとなっています。3,000万円という罰金額は、個人に対する罰金の最高額です。

## 特定水産動植物

財産上の不正な利益を得る目的で採捕されるおそれが大きい水産動植物であつて当該目的による採捕が当該水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれが大きいものとして農林水産省令で定めるもの（改正法第132条第1項）

- ✓ 悪質な密漁の対象となっている現状
- ✓ 密漁による水産動植物の生育や漁業生産活動への深刻な影響を客観的に確認

### 農林水産省令（漁業法施行規則第41条）

**アワビ、ナマコ、シラスウナギ**※ を特定水産動植物に指定。

※ シラスウナギについては3年の猶予期間あり

## 採捕してはならない

ナマコ等を対象とした悪質な密漁が、一度の採捕で漁業に匹敵する量を採捕していることから、採捕という「行為」を規制

## 適用除外（採捕が可能）

- ・ 漁獲割当（IQ）の範囲内において採捕する場合
- ・ 許可を要する漁業（大臣許可漁業及び知事許可漁業）について許可を受けた者が、当該許可に基づいて漁業を営む場合
- ・ 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて漁業を営む場合
- ・ 当該特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として農林水産省令で定める場合

### 農林水産省令（漁業法施行規則第42条）

試験研究、教育実習のために許可を受けて採捕をする場合は採捕が可能。

# 密漁品の流通

- 特定水産動植物の密漁が発生するのは、これを高額で買い受ける者がいることも原因の1つです。
- このため、違法に採捕されたことを知りながら、これらを運搬し、保管し、取得し、又は処分の媒介・あっせんをした者に対しても、密漁者と同じ罰則（3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金）を適用することとしました。

## ✓ 組織化する密漁

- ・ 流通ルートを含め組織化されているため、現場で実行役を押さえたとしても、実行役が使い捨てになるだけとなりうる。
- ・ 密漁品を買い受ける者が存在することが密漁を助長。



### 改正法第189条第2項

違法に採捕された特定水産動植物又はその製品を、情を知つて**運搬**し、**保管**し、有償若しくは無償で**取得**し、又は**処分の媒介**若しくは**あっせん**をした者に対する罰則は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金。

# 停泊命令等

- 密漁を防止するためには、罰則以外に、漁業法に基づく行政処分を効果的に運用することも重要です。
- 停泊命令は船舶の出港自体を禁止するものであり、また、漁具の陸揚げ命令は漁具の使用自体を不可能とするものであり、密漁の実行を困難にする観点から効果的です。
- これを踏まえ、停泊命令・漁具の陸揚げ命令等を法律に規定しました。この命令に違反した者に対しては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科されることとなります。

悪質な密漁に厳正に対処していくためには

## 行政処分を効果的に運用していくことが重要

### 停泊命令

違反者に対して、**出港して漁業に従事することを停止**することにより、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保するもの。

### 漁具等の陸揚げ命令

違反者に対して、**漁具等の使用を停止**することにより、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保するもの。

### VMS等電子機器の備付け命令

船舶の位置を報告させることにより、リアルタイムで操業状況を把握するとともに、漁業秩序を維持し、水産資源の管理の実効性を担保するもの。

## 根拠規定を法律に明記・命令に違反した者に対する罰則を強化

### 改正法第52条第2項、第131条

- ✓ 農林水産大臣は、VMS等の電子機器の備付け、常時作動を命ずることができる。
- ✓ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業関係法令違反をしたと認めるときは、行為者の使用する船舶について停泊を命ずることができる。
- ✓ 違反行為に使用した漁具等の陸揚げを命ずることができる。

### 改正前：農林水産省令又は漁業調整規則に基づく停泊・陸揚げ命令

命令に違反した場合の罰則は、  
2年以下の懲役又は50万円以下の罰金（農林水産省令）  
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金（規則）

### 改正後：法律に基づく停泊・陸揚げ命令

命令に違反した場合の罰則は、  
3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

# 漁業法改正と罰則の体系

- ✓ 改正法において、特定の水産動植物採捕の罪、密漁品流通の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）としました。無許可漁業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則の上限を引き上げました。
- ✓ 停泊命令等を法律に明記し、命令違反者に対する罰則を上げました。

| 違反行為                                  | 改正前 |         | 改正後 |         |
|---------------------------------------|-----|---------|-----|---------|
|                                       | 懲役  | 罰金      | 懲役  | 罰金      |
| 特定水産動植物の採捕（第189条第1号）                  | —   | —       | 3年  | 3,000万円 |
| 違法に採捕された特定水産動植物の運搬等（第189条第2号）         | —   | —       | 3年  | 3,000万円 |
| 漁獲割当てを設定されていない者が採捕（第190条第1号）          | 3年  | 200万円※1 | 3年  | 300万円   |
| 漁獲割当割合保有者が保有する年次漁獲割当量を超えて採捕（第190条第1号） | 3年  | 200万円※1 | 3年  | 300万円   |
| 採捕停止命令、停泊命令等違反（第190条第2号）              | 3年  | 200万円※1 | 3年  | 300万円   |
| 停泊命令等違反（第190条第2号）                     | 2年  | 50万円※2  | 3年  | 300万円   |
| 無許可、禁止漁業違反（第190条第3号、4号、8号）            | 3年  | 200万円   | 3年  | 300万円   |
| 漁業権又は入漁権に基づかずに定置漁業・区画漁業を営む（第190条第7号）  | 3年  | 200万円   | 3年  | 300万円   |
| 大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第190条第5号）       | 3年  | 200万円   | 3年  | 300万円   |
| 知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第193条第2号）           | 6月  | 10万円※3  | 6月  | 30万円    |
| 海区漁業調整委員会等の指示に従うべき旨の知事命令違反（第191条）     | 1年  | 50万円    | 1年  | 50万円    |
| 漁獲量の報告義務違反（第193条第1号）                  | 6月  | 30万円※1  | 6月  | 30万円    |
| 検査拒否・妨害・忌避等（第193条第4号）                 | 6月  | 30万円    | 6月  | 30万円    |
| 漁業権又は組合員行使権を侵害（第195条）                 |     | 20万円    |     | 100万円   |